

反論書

令和5年4月26日

東京都公安委員会 御中

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

公文書非開示決定（令和4年11月4日付監. 総. 文. 情第5331号）の取消しを求める審査請求の件で、以下反論書を提出致します。

1 本審査請求は、1966年6月から7月にかけてビートルズが来日した際に、警視庁が16ミリフィルムで撮影したビートルズ来日の警備のフィルム（以下「元フィルム」と呼ぶ）の不存在決定を争うものである。

2 処分庁の主張

- ① 「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」を対象とする平成27年2月10日付けの開示請求に際し、処分庁は該当文書を検索したところ、編集済みのフィルムである「ビートルズ来日に伴う警備」のみが存在していたため、同フィルム（以下「編集済みフィルム」という。）を対象公文書として特定して一部開示決定（平成27年2月25日付監. 総. 文. 情第732号）をしたが、編集前のフィルム（以下「元フィルム」という。）については存在を確認できなかった。
- ② 本件開示請求を受け付けた令和4年10月25日付時点及び本件審査請求を受け付けた時点において、改めて元フィルムを検索したが存在を確認できなかった。
- ③ 処分庁では公文書を廃棄する場合は、公文書廃棄票を作成しなければならないとされているが、元フィルムについての公文書廃棄票を検索するも存在を確認できなかった。また、元フィルムが作成された当時から相当の年月が経過しており、元フィルムが公文書として取り扱われていたか否かを確認できる記録も存在しない。

以上を理由として、処分庁が行った本件処分は適正かつ妥当なものである、と結論づけている。

3 文書検索目録に記載がないことは不存在の根拠とはならないこと

編集済みフィルムは、警視庁警備部第一課の文書検索目録に作成（取得）時期「平成26年1月3日（2014）」と記載された「警備記録」として（証拠11, 12）。掲載されている。撮影時は昭和41年（1966年）であるにもかかわらず、作成日は平成26年1月3日と記載されているのは、この日に元フィルムから編集済フィ

フィルムを作成したか、平成26年1月3日付日本経済新聞（証拠10）の記事によって、それまで公文書として扱われなかった編集済フィルムに対する情報公開請求のあることを見越して公文書として文書検索目録に記載したかいずれかである。

しかし、仮に後者であるとしても、平成26年1月2日までは存在している元フィルムを文書検索目録に記載していなかった訳であるから、文書検索目録に記載がないことが、公文書の不存在を根拠づけるものではない。

したがって、弁明書での「元フィルムの公文書廃棄票も存在を確認できなかった」「元フィルムが公文書として取り扱われていたか否かを確認できる記録も存在しない」との主張だけで、元フィルムが存在していないことの理由とすることはできない。

4 元フィルムの存在の確認作業が不十分であること

上記日本経済新聞記事では、「当時の警視庁警備部の担当者が撮影。約35分に編集され、同部内の棚に直径約30センチの映画用のロールフィルムで保管されていた。」と記載がある。

そうである以上、撮影担当者に元フィルムの所在やその手がかりになる元フィルムの提出先を聞き取り、探索をすることが必要である。ところが警視庁は、かかる調査を行った形跡がない。

また、元フィルムの一部と思われる画像は、平成11年に「警視庁機動隊50年の軌跡」というビデオに使用され、関係者向けに配布されている。よって、このビデオの作成者に聞き取りをすることも必要である。

5 以上のとおり、警視庁の主張は信用できず、元フィルムの再度の探索を求めるものである。

証拠物件等

- | | | | |
|------|----------------------|-------------------|-------|
| 証拠10 | 平成26年1月3日付日本経済新聞 | 写し | 2通 |
| 証拠11 | 令和5年1月17日付開示請求却下通知書 | (監. 総. 文. 情第265号) | 写し 2通 |
| 証拠12 | 文書検索目録（警視庁警備部第一課のもの） | 写し | 2通 |
| 証拠13 | 1～3 | 「警視庁機動隊50年の軌跡」の写真 | 各2通 |

以上